

(法安124) (情シ46)
令和3年1月15日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」に関する意見募集について

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下、個人情報保護法)については、平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定(附則第12条)に基づき、個人情報保護委員会において実態把握や論点整理等が実施され、意見募集(パブリックコメント)を経て令和元年12月に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」の公表が行われていたところです。

今般、個人情報保護委員会より、令和2年6月に公布された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号、以下、令和2年改正個人情報保護法)」の2年後の円滑な施行に向け、政令、規則案が策定され、標記の意見募集(パブリックコメント)が実施されている旨の情報提供がございましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、ご多忙の折恐縮に存じますが、貴会管下会員へご周知いただければ幸いです。

なお、本件令和2年改正個人情報保護法の内容につきましては、以下の委員会HPに掲載され、e-Govサイトにて意見募集が行われております。ご意見がございました場合は、1月25日(月)までに下記の意見募集ページからご投稿いただきますようお願い申し上げます。

記

[委員会HP]

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>

[e-Govサイト]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000067&Mode=0>

※別添1、2は上記ホームページ内に掲載されております。

以上

令和2年改正個人情報保護法 政令・規則案の概要

別添 1

テーマ	法改正の内容	政令・規則案の内容
漏えい等報告・ 本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する	・ 報告対象：①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象とする ・ 委員会への報告：速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日（上記③の場合は60日）以内に確報を求める
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	・ 加工基準：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等 の削除・置換を求める
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	・ 提供元における本人同意の確認方法：提供先から申告を受ける方法等とする ・ 提供元における記録義務：①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則3年の保存を求める
越境移転	・ 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める ・ 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める	・ 同意取得時に本人に提供すべき情報：①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求める ・ 移転元が講ずべき「必要な措置」：①移転先における個人データの取扱い状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める
法定公表事項	— (制度改正大綱に記載)	・ 公表事項：安全管理のために講じた措置を追加 (ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外)

※ その他、開示方法、オプトアウト届出事項、申請手続き、届出等様式や権限委任規定等の所要の改正を実施

「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集について

募集中

facebook

twitter

カテゴリー	国民生活の安全・安心の確保
案件番号	240000067
定めようとする命令などの題名	「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）」「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」
根拠法令条項	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第10項、第17条第2項第6号、法第22条の2第1項及び第2項、法第23条第2項、第3項及び第4項、第24条第1項、第2項及び第3項、第25条第1項、第26条第3項、第26条の2第1項及び第3項、第27条第1項第4号、第28条第1項及び第5項、第35条の2第1項、第2項及び第8項、第44条第1項及び第2項、第47条第3項、第49条の2第1項、第53条第2項、第58条の2第1項並びに第77条並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第63条第4項
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続

案の公示日	2020年12月25日
受付開始日時	2020年12月25日16時
受付締切日時	2021年1月25日17時
意見提出が30日未満の場合その理由	

意見募集要領（提出先を含む）	意見募集要領	PDF
命令などの案	個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令案 個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令案 個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則案	PDF 新旧対照表 PDF
関連資料、その他	概要	PDF
資料の入手方法	電子政府の総合窓口「e-Gov」(https://public-comment.e-gov.go.jp/)に掲載している資料について個人情報保護委員会事務局にて資料配布連絡先：個人情報保護委員会事務局（03-6457-9769）	
備考	(関連ページ)	
問合せ先（所管省庁・部局名等）	個人情報保護委員会事務局（03-6457-9769）	

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）を確認してください。

☐ 意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。

意見提出には画像や音声による認証が必要です。